

KNC NETWORK NEWS

2017年3月25日 発行

経営一言:「一人ひとりをおもんばかっている指揮官は務まらない」

(富士フィルムホールディングス 古森 重隆会長)

ー 所長コメント: トップは全体の方向を決めることと、その実行にある。又、時には目的達成のために非情になることもある。全体は個人のため、個人は全体のためにあります。ー



(有)北野財經システム
北野会計事務所
大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://www.kngroup.jp

気になる記事: 住宅地、9年ぶり上昇。公示地価、低金利が支え。全国、2年連続プラス

住宅地の価格の値下げ止まり基調が鮮明になってきた。国土交通省が21日発表した2017年1月1日時点の公示地価は全国の住宅地が前年比0.022%プラスと9年ぶりに上昇に転じた。景気の緩やかな回復や低金利を背景に、先の上昇した商業地を追う。全用途は0.4%プラスと2年続けて上昇した。通勤や買い物に便利な駅から徒歩圏内の地価が上がり、駅から離れた不便な場所は下がるという二極化が全国的に拡大。

展示会の開催費用は損金計上可能 《税務》

展示会を開催するために支払う会場代は、会社の商品やサービスをアピールするための「販売促進費」として全額を損金にできます。取引先が会場まで来るための交通費、宿泊費、現地案内費もアピールのために必要な支出とみなされ、同様に損金算入の対象になります。

一方、展示会の開催に伴って取引先と宴会を行い、帰りに手土産を渡すことがあります。宴会代や手土産代は接待や贈答が目的の支出と判断され、交際費として原則損金不算入となります。

球場の年間予約席、交際費として開幕日に計上 《税務》

会社が得意先と観戦するために確保した球場の年間のシーズン予約席の料金は、「交際費」として会計処理します。損金にできるのは800万円までとなっています。予約席に社名を記載することで「PRにつながる」と会社が考えても、全額が損金になる「広告宣伝費」にはできません。

交際費は基本的に支出の対価として商品やサービスを受けたときに計上します。シーズンの予約席はプロ野球が開幕した時点でサービスを受けられるもので、損金算入時期は「開幕日」で会計処理します。消費税の課税仕入れの計上時期も同様です。

住宅借資金贈与と相続時精算課税 《相続・贈与》

2500万円までの贈与が非課税になる「相続時精算課税制度」は、60歳以上の父母や祖父母から20歳以上の子や孫への贈与に適用されるのが原則です。ただし、平成33年12月31日までに住宅取得資金の贈与を受けた人は、贈与した人が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できます。

相続時精算課税制度は住宅取得資金の贈与税の非課税制度と併用できます。いわゆる「省エネ住宅」でない一般の住宅を取得したときの贈与税非課税金額は平成32年3月まで7000万円、相続時精算課税の特別控除額は2500万円なので、4千万円を贈与された場合、課税される金額は「4千万円ー700万円ー2500万円」で800万円となります。相続時精算課税の非課税枠を超えた部分に掛かる贈与税率は20%ですから、「800万円×20%」で算出した160万円が贈与税額になります。

住宅取得資金の非課税特例の適用には、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、贈与税の申告書に戸籍の謄本、登記事項証明書、新築や取得の契約書の写しなどの書類を添付して、所轄税務署に提出します。

店舗の視察 《経営》

「見る」と「観(み)る」には違いがあります。「見る」は全般的に使い、「観る」はその内の「詳(つまび)らかに見る」場合に使います。じっくり観察すると言い換えることも出来ます。経営指導の勉強や仕事を始めた頃、先輩等からよく注意されたのは、「店舗(商店街や工場等)はただ見るだけではダメで、必ず見る視点を決めて観察しなければならない」という事でした。つまり、現地で何を見ようとするのか(視点を定める)、そして何を捉えるか(観察・情報収集・分析)が大事だと言う事です。

例えば、競合店舗の視察に行き、「現地を見てきました」と依頼者(一般に関与先の経営者)に報告する場合は、単に店舗の立地・外観や入店客数等を見るだけではプロの視察とは言えません。店舗周辺の交通条件、居住者条件は当然で、当日の入店客数だけでなく、お客の服装や履物等も観察します。これだけでも、お客が遠方から来ているのか、近所から来ているのかが大体分かります。また、品揃え・商品陳列・接客法・価格帯等を見る事は当然で、店員の笑顔・表情・声・動作、BGM、店舗内外の清掃状況等も観察します。

このように店舗の視察は前もって視点を決めて、目的や情報の活用方法に沿って注意深く「観る」事です。視察の報告書は、観察記録とも言えます。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。